

消費者相談室から

(貴金属の)

訪問購入にご注意下さい



訪問購入（押し買い＝押し売りの反対）は、特定商取引法によって規制の対象となっています。

不用品は無いかと、購入物品の種類を明らかにせず勧誘する行為は禁止されています。また、勧誘に先立って事業者名・勧誘目的等を明らかにしなければなりません。ルール違反の勧誘は、はっきりと断りましょう！

■相談事例

「何か不用品は無いか」と電話があり、電化製品があったので訪問を依頼した。プリンターなどの家電製品を出したが、「引き取れない。何でも良いので貴金属は無いか」と言われた。強引だったので、プラチナのブレスレットとブランドの時計を出したが納得できない。クーリング・オフしたい。

◆アドバイス

不用品を買い取りに来た業者が、同時に貴金属の買い取りの勧誘をすることは禁止されています。書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフすることが出来ます。

* * * * *

◎訪問購入のルール

▽売主から依頼の無い、飛び込みの勧誘は禁止されています。

▽取り引きに当たっては、書面（業者の連絡先・物品の種類・購入価格・引き渡しの拒絶やクーリング・オフ制度等が記載されたもの）を交付しなければなりません。

▽書面の交付日から8日間は無条件で契約の解除が出来ます（クーリング・オフ）。クーリング・オフ期間中は、物品の引き渡しを拒むことが出来ます（適用除外の物品もあります）。